

一般社団法人宮城県マンション管理士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮城県マンション管理士会（以下「当法人」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(定 義)

第3条 この定款において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をいう。
- 二 適正化法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律をいう。
- 三 会員 法人法第11条第1項第五号に規定する社員をいう。
- 四 日管連 一般社団法人日本マンション管理士会連合会をいう。
- 五 日管連登録マンション管理士 日管連がその定款で定める日管連登録マンション管理士をいう。
- 六 総会 法人法上の社員総会をいう。
- 七 会長 法人法上の代表理事をいう。
- 八 入会 法人法上の入社をいう。
- 九 退会 法人法上の退社をいう。

(定款及び倫理規程の遵守)

第4条 会員は、当法人の定款及び倫理規程（第9条に定める倫理規程をいう。）を遵守しなければならない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 当法人は、マンション管理士の使命及び職務に鑑み、日管連並びに国、地方公共団体及び関係団体と連携、協力し、マンションの管理の適正化を推進し、マンション管理士の品位の保持、資質の向上に努め、もってマンションの良好な住環境の形成と国民生活の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 マンションの管理の適正化に関する調査、研究、提言及び広報
- 二 マンションの管理に関する講習会、講演会及び出版物の刊行
- 三 会員の指導及び支援に関すること
- 四 マンション管理士の品位の保持と資質の向上のための研修
- 五 マンション管理士制度の普及とマンション管理士の社会的地位向上に関するこ
- 六 会員相互の親睦と情報交換に関するこ
- 七 日管連登録マンション管理士の登録に関するこ
- 八 マンションの管理の適正化の推進に関する、国、地方公共団体及び関係団体との連携及び協力

- 九 マンションの管理の適正化の推進に関する、国、地方公共団体及び関係団体の行う事業の受託並びに事業への協力
- 十 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告方法)

第7条 当法人の公告は、電子公告の方法による。

- 2 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない場合には、官報に掲載する。

(機 関)

第8条 当法人は、当法人の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

(倫理規定)

第9条 当法人は、当法人及び会員の品位の保持、倫理の向上に資するために、別に総会の決議で倫理規程を定めるものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第10条 当法人の会員は、宮城県内に住所又は事務所を有するマンション管理士とする。

(他のマンション管理士会等への入会の禁止)

第11条 会員は、重複して日管連加盟の他のマンション管理士会あるいは日管連に加盟していないマンション管理士会（紛らわしい名称を冠した団体を含む）の会員となることはできない。

(入 会)

第12条 入会を希望する者は、会長に所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

- 2 前項の入会申込書には、別に定める書類を添付しなければならない。

(会員の日管連への登録)

第13条 当法人は、会員について、日管連登録マンション管理士に係る登録の申請を行う。

- 2 前項の登録の手続きについては、日管連の定款並びに日管連の定める日管連登録マンション管理士登録関係規程の定めるところによりこれを行う。

- 3 会員は、前2項の申請を拒むことができない。

(年会費等)

第14条 会員は、第10条の入会申込が承認されたときは、別に定める期日までに、当法人に入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほかに、会員は、日管連登録マンション管理士登録料を当法人に預入しなければならない。

3 当法人は、日管連登録マンション管理士の登録の申請と共に、前項の登録料を日管連に納入する。

- 4 当法人は、毎年6月1日現在における会員数に応じた日管連年会費を、9月末までに日管連に納入する。

5 日管連登録マンション管理士登録料の額及び納付方法については、日管連の定めによる。

- 6 既に納入された入会金及び年会費は返還しない。

(会員名簿)

第15条 当法人は、会員の氏名、住所又は事務所並びにマンション管理士登録番号を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は事務所にあてて行うものとする。

3 第1項の会員名簿登載事項及び様式等必要なことは、別に理事会で定める。

(届出)

第16条 会員は、氏名、住所又は事務所並びに会員名簿登載事項の変更があった場合は、遅滞なく会長に届け出なければならない。

2 当法人は、毎年6月1日時点における会員名簿及び役員名簿を、遅滞なく日管連に届け出る。

(退会)

第17条 会員は、退会するときは会長に所定の退会届を提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、会員資格を喪失する。

- 一 前条に基づき退会となったとき
- 二 正当な理由なく当該事業年度内に年会費等を納入しなかったとき
- 三 除名されたとき
- 四 会員の死亡又は失踪宣告を受けたとき
- 五 適正化法第33条第1項によって、マンション管理士の登録を取り消されたとき
- 六 日管連登録マンション管理士の登録を拒否され又は取り消されたとき
- 七 宮城県内に住所又は事務所を有しなくなったとき

2 前項に該当する会員が、当該時点で発生している会費その他の債務等、当法人に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。

(懲戒)

第19条 当法人は、会員が当法人の定款及び倫理規程に違反したとき、並びに次の各号に該当する事実があるときは、理事会決議又は総会決議を経て、懲戒することができる。ただし、この場合、第45条は適用しない。

- 一 当法人の事業を妨げ、又は当法人の名誉を著しく傷つける行為をしたとき
- 二 その他懲戒すべき正当な理由があるとき

2 懲戒は、次の5種とする。

- 一 口頭注意
- 二 文書戒告
- 三 6か月以内の会員資格の停止
- 四 退会勧告
- 五 除名

3 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続きが行われている間、会員の資格を喪失しない。

第17条及び第18条の規定についてはこれを適用しない。

4 懲戒に関する調査及び審査は、綱紀委員会（第48条に定める綱紀委員会をいう。）においてこれ

を行う。

- 5 会長は、会員に対する第2項第一号から第四号までの懲戒を決定するときは、理事会の決議を経なければならない。
- 6 会長は、前項の懲戒を決定するときは、対象となる会員にあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。
- 7 当法人は、会員を第2項第五号に定める除名とするときは、第28条第2項に基づく総会の議決を経なければならない。又、除名対象となっている会員に対して、総会開催の一週間前までに、当該総会において除名を審議すること及び当該総会において議決する際に弁明する機会を与えることについて通知するものとする。
- 8 前項の除名がなされた場合は、会長は遅滞なく除名した会員の氏名及びその理由を除名した会員を含む全会員に通知するものとする。
- 9 会長は、第2項第三号から第五号までの懲戒処分が決定されたときは、遅滞なく日管連に通知する。
- 10 第2項第四号の退会勧告に基づいて退会した会員は、退会した日から2年間、同項第五号の除名を受けた会員は、その処分決定の日から4年を経過するまでの間、当法人に入会申込はできない。

第4章 総 会

(総会)

第20条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年1回新事業年度開始後2か月以内に開催する。臨時総会は理事会の招集の決定の決議があった場合又は第24条の招集の請求があつた場合に開催する。

(構成及び議決権)

第21条 総会は、総会員をもって構成する。

- 2 会員は、各1個の議決権を有する。
- 3 会員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 4 会員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は当法人の会員でなければならない。
- 5 会員又は代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

(招 集)

第22条 総会は会長が招集する。

- 2 総会の招集は、理事の過半数で決する。
- 3 会長は、総会を招集しようとするときは、開催日の2週間前までに、招集の目的、会議の日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第23条 総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(請求に基づく招集)

第24条 会長は、総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的及び招集を必要とする理由を記載した書面をもって臨時総会の招集の請求があつたときは、2週間以内にその請求のあった日から4週間以内の日を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

2 前項の請求をした会員は、会長が前項の規定による総会を招集しない場合には、裁判所の許可を得て、臨時総会を招集することができる。

(議決事項)

第25条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 定款の制定、改正に関すること
- 二 倫理規程の制定、改正に関すること
- 三 決算に関すること
- 四 事業計画と会計予算に関すること
- 五 役員及び綱紀委員の選任又は解任に関すること
- 六 当法人の入会金、年会費の額及び賦課徴収方法の変更
- 七 基金の募集及び返還
- 八 資金の借入及び返済
- 九 会員の除名
- 十 当法人の合併、解散
- 十一 日管連への入会又は日管連からの退会
- 十二 その他総会で決議すると理事会で決議した事項

(議長)

第26条 議長は、会長又は会長が指名する理事がこれにあたる。

2 前項にかかわらず、第24条第1項及び第2項により招集された臨時総会においては、請求をした会員が議長を務める。

(定足数)

第27条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席しなければ、会議を開くことはできない。

(決議の方法)

第28条 総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数で議決する。

2 前項にかかわらず、第25条第一号、第二号、第五号（監事を解任する場合に限る。）、第八号から第十号までの事項は、総会員の議決権の3分の2以上で議決する。

3 前条及び前2項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席会員とみなす。

(総会の決議の省略)

第29条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の決議については、総会の規定を準用する。

(議事録)

第30条 議長は、議事録を作成し、それに議長及び出席した会員のうち2名が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 会員及び債権者は、当法人の業務時間内に、議事録の閲覧を請求することができる。

第5章 理事及び監事

(役員の員数)

第31条 当法人の理事は5名以上15名以内、監事は1名以上3名以内とする。

(役員の選任)

第32条 役員は、会員のうちから、総会で選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議により選定及び解職する。
- 3 理事と監事は兼ねることはできない。
- 4 役員の選任方法については、別に総会の決議で定める。

(役員の職務)

第33条 会長は、代表理事とする。

- 2 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。
- 4 監事は、当法人の業務の執行及び財務の状況につき監査を行ない、その結果を総会において報告しなければならない。
- 5 監事は、当法人の業務の執行及び財務の状況について不正があると認めるときは臨時総会を招集することができる。
- 6 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事又は監事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第35条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の退任)

第36条 役員は、次の各号に該当したときは退任する。

- 一 総会において解任の決議があったとき
- 二 役員が当法人の会員でなくなったとき

(役員の報酬・費用支弁)

第37条 役員の報酬その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

- 2 役員が当法人の業務を執行するために要した費用は、理事会の承認を得て支弁する。

(顧問)

- 第38条 当法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の決議を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、当法人の運営上重要な事項について会長の諮問に応じる。

第6章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、理事で構成する。

(議決事項)

第40条 理事会は、次の事項を議決する。

- 一 会員の入会の承認に関すること
- 二 事務局（第65条に定める事務局をいう。以下同じ。）及び委員会（綱紀委員会を除く。）の設置、及び改廃に関すること
- 三 事業の執行方法に関すること
- 五 総会の招集及び総会に付議すべき議案に関すること
- 六 事業報告、決算に関すること
- 七 事業計画、収支予算に関すること
- 八 資産の管理
- 九 会長、副会長の選定、解職
- 十 理事の職務の執行の監督に関する事項
- 十一 懲戒に関すること（第19条第2項第五号の除名を除く。）
- 十二 日管連総会議案の議決権行使に関すること
- 十三 事務局の組織及び運営に関する事項
- 十四 その他当法人運営上必要な事項

(招集)

第41条 理事会は、会長が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長は、理事から、会議の目的及び招集を必要とする理由を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったときは、5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 前項の請求をした理事は、会長が前項の通知を発しない場合には、理事会を招集することができる。

(招集手続きの省略)

第42条 理事会は、理事、監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位にしたがい、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第44条 理事会の議事は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数で議決する。

(理事会の決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会決議があつたものとみなす。

2 前項の決議については、第47条の規定を準用する。

(職務の執行状況の報告)

第46条 会長、副会長及び担当理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第47条 担当理事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会に出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは副会長）及び監事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 綱紀委員会及び委員会

(綱紀委員会の設置)

第48条 当法人に、綱紀委員会を置く。

- 2 綱紀委員会の委員の定数は3名とし、会員のうちから総会で選任する。
- 3 委員の任期については、第34条の規定を準用する。
- 4 綱紀委員会は、第19条に定める懲戒に関し調査及び審査を行い、その結果を会長に報告する。
- 5 委員は、事案が利害関係を有する場合には、その事案の調査及び審査に参加することができない。
- 6 委員は、その職務につき守秘義務を負う。
- 7 綱紀委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に理事会の決議で定める。

(委員会の設置)

第49条 会長は、当法人の運営及び特定事業に係る調査研究のために必要なときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、常任委員会と特別委員会とする。
- 3 常任委員会及び特別委員会の委員長及び委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に理事会の決議で定める。

第8章 基 金

(基 金)

第50条 当法人は、総会の決議により基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の返還)

第51条 基金の返還は、定時総会の決議によって行わなければならない。

- 2 投出された基金は、基金投出者と合意した期日までは返還しない。
- 3 基金の投出者に対する返還は、返還する基金の総額について第1項の決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって行う。

4 基金は、その拠出後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時までは返還することができない。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(収入)

第53条 当法人会計の収入は、会員の入会金、年会費、寄付金及びその他の収入とする。

(借入の実行)

第54条 当法人は、事業資金の調達のために、総会の決議に基づき借入をすることができる。

(返済)

第55条 借入金の返済は、事業収入及び年会費収入より行う。

2 借入金の返済資金が不足する場合には、総会の決議により会員に対してその負担を求めることができる。

(支出)

第56条 当法人会計の支出は、事業に要する経費及び事務運営に要する経費とする。

(事業計画及び収支予算)

第57条 会長は、事業計画案、収支予算案を作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とする。

4 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所に、当該事業が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第58条 会長は、法令の定めるところに従い、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会決議を経て、定時総会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第五号までの書類については、承認を得なければならない。

一 事業報告書

二 事業報告書の附属明細書（監事の監査報告書を含む）

三 貸借対照表

四 損益計算書

五 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

(事業報告書等の保存)

第59条 当法人は、前条に各号に掲げる事業報告書等を作成してから10年間、当該事業報告書等を保存しなければならない。

(事業報告書等の備置き及び閲覧)

第60条 当法人は、各事業年度に係る第58条各号に掲げる事業報告書等を、定時総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

2 会員及び債権者は、当法人の業務時間内に、前項に掲げる事業報告書等の閲覧の請求をすることができる。

(剰余金の不配当)

第61条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(法人の解散)

第63条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第64条 当法人が解散した場合に残余資産があるときは、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は類似の事業を営む社団法人若しくは財団法人に帰属させるものとする。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第65条 当法人の事務処理のため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長及び事務局員は、理事会の決議を経て、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、別に理事会の決議で定める。

(事務所に備え置く書類)

第66条 事務所には次の書類・帳簿を常に備え置かなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿
- 三 役員及び職員の名簿
- 四 総会及び理事会の議事に関する書類
- 五 事業計画書及び収支予算書
- 六 事業報告書、貸借対照表、損益計算書及びこれ等の附属明細書
- 七 監査報告書
- 八 登記に関する書類
- 九 その他定款及び法令で定める書類帳簿

第12章 雜 則

(定款に定めのない事項)

第67条 この定款に定めのない事項については、日管連定款又は法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

第1条 この定款は、平成27年5月11日から施行する。